

漏水調査業務特記仕様書

1 一般事項

- (1) この仕様書は、上田水道管理事務所（以下「管理事務所」という。）が実施する漏水調査委託業務（以下「調査」という。）に適用する。
- (2) 本調査は、「令和4年度衛星画像を活用した漏水解析調査業務」で漏水可能性エリア（POI）と判定された給水区域において、送水管・配水管・給水管（メーター下流側を除く）の漏水調査を行い、漏水箇所を特定することを目的とする。
- (3) 工期は 令和5年 3月10日までとする。
- (4) 本調査を担当する技術者は、漏水防止計画・漏水調査技術・管路探知器等に関して深い経験と知識を有する者とする。
- (5) 調査にあたっては、管理事務所が所有するもので業務上必要な資料等は貸与する。
- (6) 調査の実施にあたっては、管理事務所の交付する「漏水調査員証」を携帯するとともに「腕章」を常に着用するものとする。

また、調査実施にあたり宅地（公有又は私有の土地）に立入る場内は、あらかじめ占有者に対して通知し、その目的を告げ了解を得なければならない。
- (7) 調査中は安全に留意し、危険防止の対策を十分に講ずるとともに、調査中及び調査のため第三者に損害を与えたときは、直ちに賠償の責務を負わなければならない。また、速やかに管理事務所に報告するものとする。
- (8) 調査の途中、管理事務所の都合、その他により漏水調査の地域・内容等について一部変更する場合がある。また、調査箇所数5%以内の増減については変更契約の対象としない。
- (9) 本調査は、すべて責任施工とする。従って仕様書に明示されていない事項でも、当然必要と思われる事項については、これを考慮して漏水調査を行いその結果を添付するものとする。
- (10) 漏水の発生が推定される状況が発生した場合などに、緊急的な漏水調査を他の区域を含め依頼する場合がある。
- (11) 受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

2 調査

- (1) 調査区分
 - ア 配水管路
 - イ 共用管路
 - ウ 休・廃止栓
 - エ 止水栓

(2) 調査内容

- ア 配水管路・共用管路施設の確認
- イ 音聴棒主体による漏水探知調査
- ウ 休・廃止栓の確認
- エ その他

(3) 実施要領

- ア 調査にあたっては、調査対象区域の概要を十分把握したうえ、必要に応じて監督員と協議しながら業務推移の具体的計画を検討し、作業計画書（施工計画書）を提出する。
- イ 事前に資料が必要となった場合は、委託者にて準備する。

3 戸別音聴調査

- ア 音聴棒等を用いて、各戸ごとの止水栓および量水器の漏水音（漏水擬似音）を発見する。
- イ 作業を正確かつ効率的に実施できるよう不明管路については、管路探知器等を用いて調査する。

4 路面音聴調査

- ア 漏水探知器を用いて管路埋設路面上を調査する。
なお、調査時のピックアップの間隔は1 m以内とし、綿密に調査する。
- イ アの調査を正確かつ効率的に実施できるように不明管路については、管路探知器を用いて調査する。

5 確認調査

- ア 戸別音聴調査、路面音聴調査でチェックした漏水擬似音をボーリングおよび相関式漏水探知装置等を使用し、漏水の有無、漏水地点を決定する。
- イ アの作業を正確かつ効率的に実施できるように不明管路については、管路探知器を用いて調査する。
- ウ 漏水地点の特定が困難な場合及びボーリングの際、他の埋設物を破損する恐れのある場合は、監督員との協議をもって適切な対策を講じる。
(下水道管、温泉管、NTT 電話ケーブル線、ガス管等)
- エ 提出した漏水位置の前後に漏水が無かった場合は、すべて受託者の責任とし、誠意をもって対応しなければならない。

6 報告書作成

- ア 漏水調査結果は ASTERRA 社が開発した漏水調査アプリ U-cillet に登録することとし、登録方法は契約後、別途説明する。

イ 漏水箇所を発見した場合は、速やかに漏水調査報告書を提出し、監督員の指示に従うものとする。

ウ 漏水調査が一通り終了したときは、次の内容で報告書を提出する。

- ・ 配水池系別
- ・ 漏水分類表
- ・ 漏水箇所報告書
- ・ 漏水作業月報
- ・ 漏水作業日報
- ・ 現地調査記録表（デジタルカメラ可）
- ・ 調査、測定データ（CDR）
- ・ 漏水位置図 令和4年単独分
- ・ 今後の分析・考察・提言
- ・ 貸与配管図面とメーター及び仕切弁・消火栓等の位置が図面表記と違いがある場合は修正して1部提出。

電子媒体（CD-R）については、必ず「ウイルスチェック」を実施し、証明書を成果品へ添付の事。

7 諸経費算定について

今委託業務の諸経費については、「水道施設維持管理業務委託積算要領（管路等管理業務個別委託編）平成30年12月 日本水道協会発刊資料による。